医療広告規制におけるウェブサイトの事例解説書 (第3版)

令和5年10月作成

(別紙)

目次

修正

分類		事例		
			(1)治療内容・期間の虚偽 (虚偽広告)	
		虚偽広告	(2)データの根拠を明確にしない調査結果(虚偽広告)	6
				7
		誇大広告	(4)医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告(誇大広告)	8
			(5)最上級の比較(比較優良広告)	9
		比較優良広告	(6)他の医療機関との比較(比較優良広告)	10
			(7)著名人との関係性強調(比較優良広告)	11
			(8)施設について誤認させる広告(〇〇センター) (誇大広告)	12
			(9)提供する医療の内容等について誤認させる広告(誇大広告)	13-14
		誇大広告	(10)科学的根拠が乏しい情報による誘導(誇大広告)	15
1.広告が禁止される	事例		(11)「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」等について誤認させる広告(誇大広告)	16
			(12)データの内訳が示されていない手術件数	17
			(13)体験談(省令禁止事項)	18
			(14)体験談(省令禁止事項) ※口コミサイトから転載	19
			(15)体験談(省令禁止事項)※医療機関のスタッフによる記載	20
		体験談	(16)体験談(省令禁止事項)※体験談の編集	21
			(17)体験談(省令禁止事項)※患者直筆アンケートの加工・転載	22
			(18)体験談(省令禁止事項)※患者の主訴として記載された体験 談の掲載	23
		ビフォーアフター写真	(19)ビフォーアフター写真(省令禁止事項)	24
			(20)複数のビフォーアフター写真(省令禁止事項)	25
			(21)ビフォーアフター写真(省令禁止事項)注意が必要な事例	26-27
		-	(22)治療の方法	29
2.広古り記事項のi	記載が不適切な事例	-	(23)医療従事者の専門性資格	30
	3-1 限定解除要件について	_	(24)「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」「新聞や 雑誌等で紹介された旨」における限定解除	32
3.限定解除要件の		-	(<u>25)自由診療における限定解除</u>	34-39
 記載が不適切な 事例 	3-2 自由診療に関する限定解除	-	(26)未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除	40
	要件について	-	(27)医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用いた自由診 療における限定解除	41
4.広告するにあたって注意が必要な事例		-	(28)様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのか という点が明確ではない診療科名	43
		-	(29)提供される医療とは直接関係ない事項による誘引	44
		-	(30)費用を強調した広告	45-46
		-	(31)医薬品の販売名(医薬品医療機器等法)	47
		-	(32)バナー広告における違反	48
		-	(33)リスティング広告における違反	49
		-	(34)特定の人のみが閲覧可能な広告における違反	50

改訂履歴

令和3年7月 作成 令和5年2月 一部改訂 令和5年10月 一部改訂

はじめに

近年、美容医療サービスに関する情報提供を契機として、消費者トラブルが発生していること等を踏まえ、 平成29年に医療に関する広告規制の見直しを含む医療法の改正が行われ、平成30年6月1日に施行 されました。これにより、広告規制の対象範囲が単なる「広告」から「広告その他の医療を受ける者を誘引す るための手段としての表示」へと変更され、ウェブサイト等による情報提供も規制の対象となりました。

ただし、ウェブサイト等については、他の広告媒体と同様に広告可能事項を限定する場合、詳細な診療内 容など患者等が求める情報の円滑な提供が妨げられるおそれがあります。そこで、医療を受ける者による適 切な医療の選択が阻害されるおそれが少ない場合には、以下の要件を満たすことにより、広告可能事項の 限定を解除できます。

<限定解除要件>

- 医療に関する適切な選択に資する情報であって患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブ サイトその他これに準じる広告であること
- ② 表示される情報の内容について、患者等が容易に照会ができるよう、問い合わせ先を記載することその他の方法により明示すること
- ③ 自由診療に係る通常必要とされる治療等の内容、費用等に関する事項について情報を提供すること
- ④ 自由診療に係る治療等に係る主なリスク、副作用等に関する事項について情報を提供すること

本改正を受け、厚生労働省では平成29年度から「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」においてネットパトロールを実施し、医療機関のウェブサイトによる情報提供における監視を強化しています。

今般、医療広告規制の更なる理解を図るため、ネットパトロールにおいて蓄積された実際の事例等を基に、 個々の事例を分かりやすく解説する本事例解説書を作成しました。医療機関のウェブサイトによる情報提 供は、限定解除要件を満たすことによって広告が可能である事例が多いことから、本事例解説書において は、限定解除要件に関連した事例を多く掲載しています。ただし、掲載した事例は一例であり、不適切な 例や改善例の全てではない点についてはご留意ください。

本事例解説書を活用いただき、「規制する側」である自治体や「規制される側」である医療機関・ウェブサイト制作事業者、また、国民の各者において、医療に関する広告規制の理解が深まることを願っています。

- ※なお、本事例解説書では、上記限定解除要件の4要件のうち、一般的なウェブサイト(リスティング広告、 バナー広告を除く)等であれば、原則として①の要件を満たすことから、広告が①の要件を満たすことを 前提として、②から④を対象とする事例解説を行っています。
- ※本事例解説書は現行の法令やガイドライン等に準拠して、わかりやすく解説することを目的に作成いたしました。今後、法令やガイドライン等が改訂された場合には、それに合わせた見直しを行う予定です。
- 医療機関のウェブサイトについて、医療広告違反の疑いのある表示があった場合は、以下のサイトに情報をお寄せくださいますようお願いいたします。

<厚生労働省「医業等に係るウェブサイトの調査・監視体制強化事業」受付窓口> http://iryoukoukoku-patroll.com

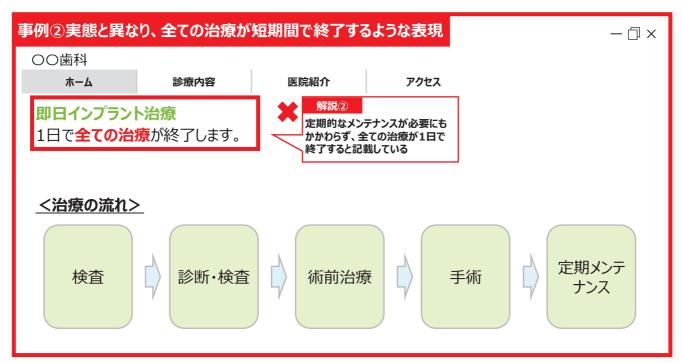
● 医療広告に関するご相談は、医療機関を所管する自治体の窓口にご連絡をお願いいたします。 問合せ窓口一覧を厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、適宜ご参照ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/000732975.pdf

1. 広告が禁止される事例 (1)治療内容・期間の虚偽(虚偽広告)

治療内容や期間を偽った表現

医療広告ガイドラインでは、絶対安全な手術等は、医学上あり得ないため、虚偽広告として取り扱うこととされている。 また、治療後の定期的な処置等が必要であるにもかかわらず、全ての治療が短期間で終了するといった内容の表現を記載している場合には、 虚偽広告として取り扱うこととされている。

事例①医学上あり得	ない内容の表現			— 🗇 ×
○○美容クリニック ホーム	診療内容	医院紹介	アクセス	
<u></u>	<u>></u>			解説① 医学上あり得ない記載をしている
1.どんなに難しい手術でも成功				
当院には、手術実績が豊富で高度な技術を持った医師が多く在籍しております。そのため当院では どんなに難しい手術でも必ず成功させます !				
2.絶対安全な治療	ŧ			
数多くの症例をこな 安全です!	してきた医師が多く	〈在籍しているため	b、当院の <mark>治療</mark>	まはどのような症例でも絶対



医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告 (虚偽広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

1. 広告が禁止される事例 (2)データの根拠を明確にしない調査結果(虚偽広告)

データの根拠を明確にしない調査結果

医療広告ガイドラインでは、調査結果等の引用による広告について、データの根拠(具体的な調査方法等)を明確にせず、データの結果と 考えられるもののみを示すものについては、虚偽広告として取り扱うこと、とされている。



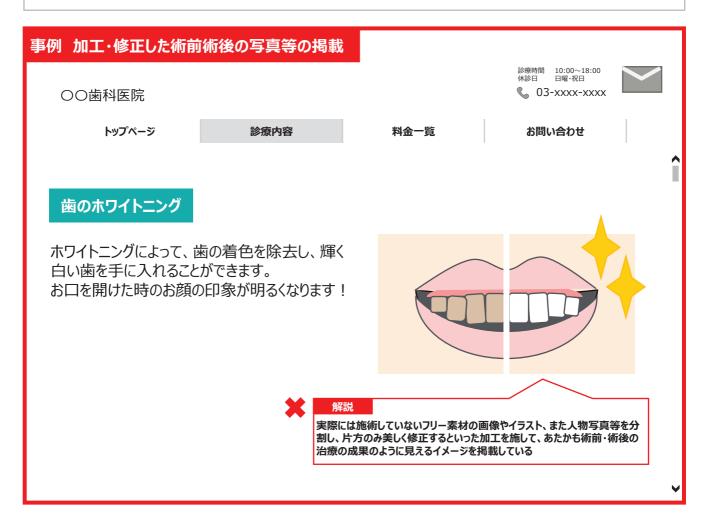
患者満足度調査を実施している旨、当該調査の結果を提供している旨又は当該調査の結果の入手方法等について は広告可能であるが、当該調査の結果そのものについては、広告が認められないことに留意すること

医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告 (虚偽広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-22

1. 広告が禁止される事例 (3)加工・修正した術前術後の写真等の掲載 (虚偽広告)

加工・修正した術前術後の写真等の掲載

医療広告ガイドラインでは、「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべき、とされている。



医療法関連法令	法第6条の5第1項
医療広告ガイドライン	第3の1 (1) 内容が虚偽にわたる広告 (虚偽広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

1. 広告が禁止される事例 (4) 医療広告ガイドラインを遵守している旨の広告 (誇大広告)

医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調した表現

医療広告ガイドラインを遵守していることは、特段、強調すべきことでは ないと考えられるため、文字の大きさ・色等によって強調するような表現 は認められない。また、公的な制度により行政機関が保証しているよう に誤認を与える表現も、同様に認められない。



医療広告ガイドラインを遵守している旨を強調しない表現 による改善例

医療広告ガイドラインを遵守している旨を記載する場合は、過度

- 🗇 🗙

アクセス

に強調せずに記載する。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-13

1. 広告が禁止される事例 (5)最上級の比較(比較優良広告)

最上級の表現

医療広告ガイドラインでは、最上級の表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現は、客観的な事実であったとしても、禁止される表現に該当する。

事例	最上級の表現				— 🗇 ×
00	〇美容外科クリニック				解説① 最上級の表現、その他優秀性
	ホーム	診療内容	医院紹介	アクセス	について著しく誤認を与える表 現を記載している
	施設の規模	本グループは全	国に展開し、 <mark>最高</mark> の图	医療を広く国民に提	供しております。
	人員配置	当院は <mark>県内</mark> ー	の医師数を誇ります。		
	医療内容	当院は美容外	科手術において <mark>日本-</mark>	ーの実績を有してい	ます

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告(比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-3

1. 広告が禁止される事例 (6)他の医療機関との比較(比較優良広告)

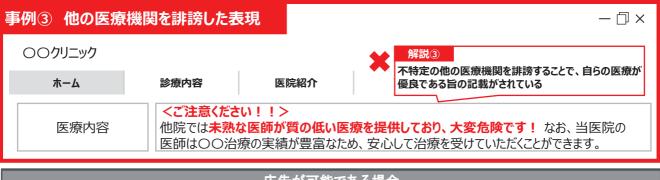
他の病院又は診療所と比較して優良である旨の表現

医療広告ガイドラインでは、特定又は不特定の他の医療機関と自らを比較の対象とし、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、自らの病院等が他の医療機関よりも優良である旨の記載は医療に関する広告としては認められない、とされている。



事例② 他の医療機関と比較した表現

00クリニック	₩ 解説②
ホーム	診療内容 医院紹介 不特定の他の医療機関と比較して優良である旨の記載 がされている
施設の規模	当院は美容外科手術における脂肪吸引術の件数において日本一の実績を有しています!
人員配置	当医院の医師は <mark>県内でも有数の治療実績</mark> があります
医療内容	当医院は〇〇市の他の医療機関と比較して、インプラント手術成功率が高いです。



広告が可能である場合 (医療広告ガイドライン抜粋)

最上級を意味する表現その他優秀性について著しく誤認を与える表現を除き、必ずしも客観的な事実の記載を妨げる ものではないが、求められれば内容に係る裏付けとなる合理的な根拠を示し、客観的に実証できる必要がある。調査 結果等の引用による広告については、出典、調査の実施主体、調査の範囲、実施時期等を併記する必要がある。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告(比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

修正 (事例3の追加)

— 🗇 🗙

1. 広告が禁止される事例 (7) 著名人との関係性強調(比較優良広告)

著名人との関係性を強調した表現

医療広告ガイドラインでは、著名人との関連性を強調するなど、患者等に対して他の医療機関より著しく優れているとの誤認を与えるおそれ がある表現は、患者等を不当に誘引するおそれがあることから、比較優良広告として取り扱うこと、とされている。

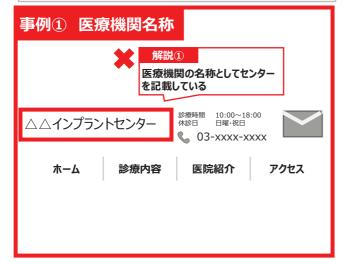
事例 芸能人や著名人が患者	である旨
https;//www.abcde-clinic.com/datsumou	— 🗇 ×
<u><当院からのお知らせ></u>	
	2021年〇月〇日 サッカー選手の〇〇選手に患者第1号になっていただきました。 写真は〇〇選手来院時に撮影致しました。 〇〇選手
モデルの〇〇さんも!	
モデルの〇〇さん が当院に来	院されました!
	~

医療法関連法令	法第6条の5第2項第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (2) 他の病院又は診療所と比較して優良である旨の広告(比較優良広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

I. 広告が禁止される事例 (8)施設について誤認させる広告(〇〇センター) (誇大広告)

広告をしてはならない〇〇センターの表現

医療機関の名称、又は医療機関の名称と併記して掲載される名称は、本ページ右側の「○○センターの広告が可能である場合(医療広告ガイドライン抜粋)」に記載されている2つの箇条書きの場合以外については、医療広告ガイドラインでは誇大広告として取り扱うべきであること、とされている。



広告が可能である〇〇センターの表現

医療広告ガイドラインでは、以下に記載するもののほか、医療機関 が提供する医療の一部を担当する部門名として患者向けに院内 向けに院内掲示しているものをそのままウェブサイトに掲載している 場合等には、原則として、内容が誇大なものとして扱わないこと、と されている。

〇〇センターの広告が可能である場合 (医療広告ガイドライン抜粋)

 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は 診療所であるものとして、救命救急センター、休日夜間 急患センター、総合周産期母子医療センター等、一定 の医療を担う医療機関である場合

又は

 当該医療機関が当該診療について、地域における中 核的な機能や役割を担っていると都道府県等が認める 場合



医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-13,5-5

(9) 提供する医療の内容等について誤認させる広告 (誇大広告) (個別具体例1/2)

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告(一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの)は、医療に関する広告としては認められないものである、とされている。

事例 提供される医療サービスの回数

○ <i>○</i> クリニック				診療時間 10:00~18:00 休診日 日曜·祝日 € 03-xxxx-xxxx
トップページ	脱毛へのポリシー	脱毛サービス	料金一覧	クリニック一覧よくある質問
医療脱毛 患者さまの声を	r元に、全身脱毛の	プランを用意しまし	た !	解説 実際には毛周期等(*1)の関係で回数は 限られるが、「無制限」「し放題」「回数制限 なく」の表記によって誤認を与える可能性が ある
+		全身脱	毛3年間し	放題
+_++	全身脱毛 回数 月額 9,0	2 無制限プラン 000円 (税抜き)	全身のムダ毛 を目指す!	をすっきり綺麗に脱毛すること
3年間、回数	制限なく何度でも追	通えるため、全身の	ムダ毛を最後ま	で脱毛することを目指せます。

^{※1} 毛周期

毛周期とは体毛が生え変わるサイクルのことを示しており、そのサイクルの限られた期間に脱毛を行うことで効果が発揮されるが、一回脱毛をすると次の脱毛を するサイクルになるまで一定期間を空ける必要がある。そのため、実質的には契約期間中において受けられる脱毛の回数は限られる。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(9) 提供する医療の内容等について誤認させる広告 (誇大広告) (個別具体例2/2)

提供する医療の内容等について事実を不当に誇張して表現している等、人を誤認させる表現

医療広告ガイドラインでは、必ずしも虚偽ではないが、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認さ せる広告(一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容に相違があるもの)は、医療に関する広告としては認められ ないものである、とされている。

事例① 自院が最適・最先端な医療を提供している旨の記載

○○クリニック				休診日 日曜	00~18:00 ·祝日 XX-XXXX
トップページ	院長紹介	診療内容	料金一覧	アクセス	よくあるご質問
最適な ○○クリニッ	医療	を記載している	般において、最適・最先端 た、最適な治療を		

事例② 特定の治療法・医療機器が最適・最先端である旨の記載

つつ クリニック				休診日 日降	00~18:00 翟·祝日 XXX-XXXX
トップページ	院長紹介	診療内容	料金一覧	アクセス	よくあるご質問
最先端の	医療 〇〇治	台療とは?	◆ 特定の治療法・ 載している	医療機器等が最適・量	最先端である旨を記
			代謝の活性化を	促進し、	

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-2

(10)科学的根拠が乏しい情報による誘導(誇大広告)

科学的根拠が乏しい情報を用いて医療機関への受診や手術へ誘導する表現

医療広告ガイドラインでは、科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の症状に関するリスク、又は手術や処置等の有効性を 強調することにより、医療機関への受診や手術へ誘導するものは、誇大広告として取り扱うこと、とされている。

事例① 医療機関への受	診を誘導		診療時間 10:00~18:00	- 🗇 ×
○○クリニック			休診日 日曜·祝日 C 03-xxxx-xxxx	
ホーム	診療内容	医院紹介	アクセ	2
	*		報であるにもかかわらず、特定 、医療機関への受診を誘導し	
ストレスを感じている方は	こはがんのリスクがありま	ます		
ストレスを強く感じている人はお 近年の研究ではストレスがが/ がんを発生させないためには、 是非当院にお越しください。	んの発生の大きな要因になっ	ているといわれています。		
				— П ×
事例② 特定の手術や如 〇〇クリニック	直寺の美地に誘導		診療時間 10:00~18:00 休診日 日曜·祝日	
ホーム	診療内容	医院紹介	アクセ	ス
	¥ 解説 科学的 性を強調	② な根拠が乏しい情報である 調することにより、有効性が	にもかかわらず、特定の手術† 高いと称する手術等の実施へ	や処置等の有効 誘導している
○○療法で期待できる	ことは?			
○○療法は免疫機能や細胞	を活性化し、様々な効果を	引き出します。例えば次	の効果が期待でき、おす	すめです。
【 悪性腫瘍の治療】 肺癌、大腸癌、子宮癌、皮/	書癌等の治療に有効です。			
【ウイルス性疾患の治療	[동]			
肝炎、HIV、インフルエンザウ 【アンチエイジング】	1ル人を14円がり味去しまり。	٥		
美白・美肌・ダイエットにも効	果的です。 			

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

1. 広告が禁止される事例 (11)「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」等につい て誤認させる広告(誇大広告)

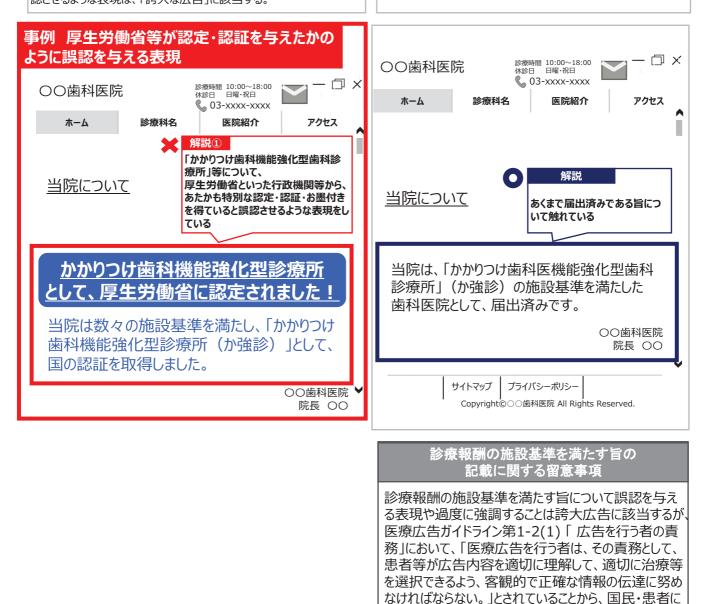
厚労省が認定したかのように誤認させる表現

「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」「歯科外来診療環境体制加算」については医療機関が施設基準に合致している旨の届出をするものであるため、厚生労働省等が特別に認定・認証を与えていると誤認させるような表現は、「誇大な広告」に該当する。

厚労省が認定したかのように誤認させる表現の改善例

「かかりつけ歯科機能強化型歯科診療所」や「歯科外来診療環 境体制加算」について届出済みである旨を記載する場合は、あく まで届出済みである旨について記載する。

とって適切かつ分かりやすい説明を付すことが望ましい。

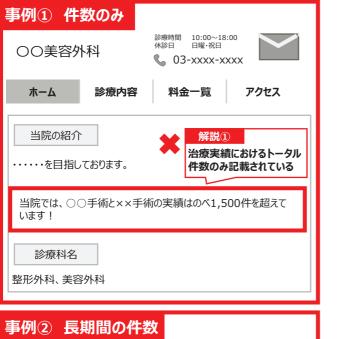


医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

1. 広告が禁止される事例 (12)データの内訳が示されていない手術件数

データの内訳が示されていない手術件数の表現

医療広告ガイドラインでは、手術件数を広告する際には、当該手術件数に係る期間を併記する必要がある、とされている。なお、長期間の件数で、現在提供されている医療の内容について誤認させるおそれがあるものは誇大広告に該当する可能性がある、とされている。



手術件数におけるデータの内訳を詳細に示した表現 による改善例

手術件数において、対象期間を明示した上で1年ごとに集計した ものを複数年に渡って示すことが望ましい。また当該件数に係る期 間を併記した場合であっても、広告可能事項で示した範囲で広告 が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。

ホーム	診療内容	医院紹介	アクセス
i院の治療実	績		
治療	内容	治療	家の流れ
費	闭	治	廢実績
计每期时,	2007年2日。20	それぞれのに集計した	を明示した上 D手術を1年ご た件数を記載す
	2007年3月~20	△△手術	××手術
2007年	15件	10件	30件
20005	28件	12件	45件
2008年			
	25件	8件	
2009年	25件 49件	8件 4件	52件
2009年 2010年			524 ⁻ 474 ⁻
2009年 2010年 2011年	49件	4件	524 ⁴ 474 ⁴ 784 ⁴
2008年 2009年 2010年 2011年 2012年 2013年	49件 63件	4件 13件	524 474 784 994
2009年 2010年 2011年 2012年	49件 63件 150件	4件 13件 27件	52/4 47/4 78/4 99/4 95/4
2009年 2010年 2011年 2012年 2013年	49件 63件 150件 123件	4件 13件 27件 8件	524 474 784 994 954 1254
2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2014年	49件 63件 150件 123件 142件	4件 13件 27件 8件 11件	524 474 784 994 954 1254 1554
2009年 2010年 2011年 2012年 2013年 2013年 2014年 2015年	49件 63件 150件 123件 142件 108件	4件 13件 27件 8件 11件 15件	5244 4744 7844 9944 9544 12544 15544 18744 22044

〇〇美容外科		診療時間 休診日	10:00~18:0 日曜·祝日 -XXXX-XX		Ì
ホーム	診療内容	料金一覧 アクセス			
当院の治療実績	i				
治療内	治療内容 治療の流れ				
費用			治療	実績	
当院では以下の 有しております。	当院では以下の手術実績を 有しております。			9	
■対象期間:1 ■手術 ・OO手術:2 ・△△手術:2		年			

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号、法第6条の5第3項第14号
医療広告ガイドライン	第4の4 (14) 法第6条の5第3項第14号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-16,3-17

1. 広告が禁止される事例 (13)体験談(省令禁止事項)

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイ ドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るもので あり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされている。

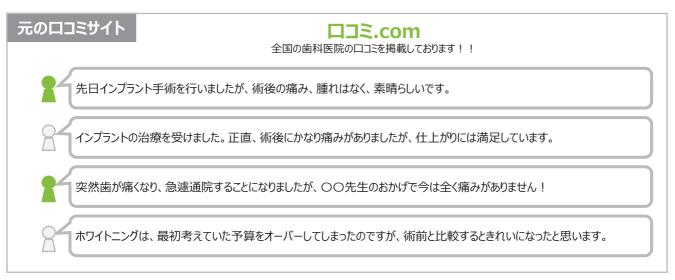
事例 治療内容または効果に関する体験談		診療時間 10:00~18:00
○○クリニック		
トップページ 料金一覧	クリニック一覧	体験談
☆当院に寄せられた体験談を掲載しております!		★ 解説 治療内容または効果に関する体
2021年 1月 60代女性		験談が掲載されている
3年前虫歯を抜歯し、入れ歯にしました。		
痛みはありましたが我慢を続けていると、他の歯も虫歯にな	り抜歯することになりま	した。
もともと入れ歯に痛みを感じていたこともあり、この機会にイン	ノプラント手術を受ける	ことにしました。
手術前は不安でしたが、先生から丁寧な説明があったので	納得して治療を受ける	らことができました。
私は1回法手術を行いました。静脈内鎮静法にて手術を行	テったため、手術中は雅	痛みはもちろん、
振動なども感じなかったため、ストレスなく手術を受けることた	べできました。	
術後は少し痛みがありましたが、痛み止めを飲めば済む程度	度の痛みであり、腫れも	ちほとんどありませんでした。
< 1 2 3	4 5 >	

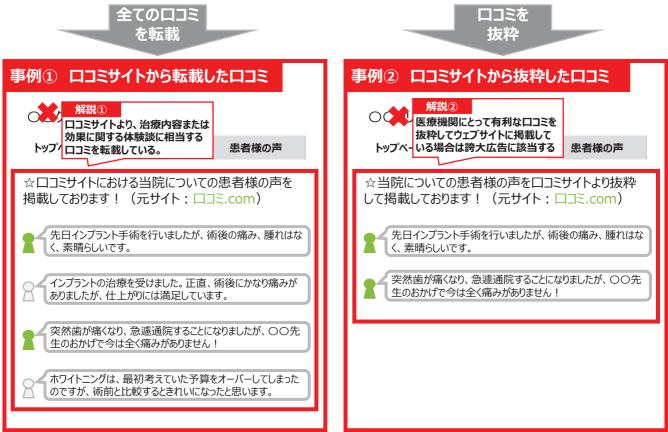
医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

(14)体験談(省令禁止事項)(個別具体例1/5) ※ロコミサイトから転載

ロコミサイトの口コミを掲載している表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。特に、医療機関にとって便益を与える感想等を取捨選択し掲載するなどして強調することは、虚偽・誇大にあたるため広告できない。





医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-9

(15) 体験談(省令禁止事項)(個別具体例2/5) ※医療機関のスタッフによる記載

医療機関のスタッフが記載した体験談

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイ ドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るもので あり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、患者等ではなく医療機関のスタッフ等が 記載した体験談であっても規制の対象となる。

事例① 医療機関の	スタッフ自身の体験談		診療時間 10:00~18:00
○○クリニック			休診日 日曜·祝日 C 03-xxxx-xxxx
トップページ	治療内容	料金表	解説① 医療機関スタッフ自身の体験談で
脂肪吸引手術 皮下脂肪内に麻酔 す。施術は半日で約	薬を注射し、皮膚の複数個所(冬了致します。	に吸引管が入る程度の	あっても、患者等が記載した体験 談と同様に認められない 切開での
	当院の院	長である□□も実際	に体験!
当院の院長である□□も実際に体験! 下腹部周りに脂肪がついてきてしまったので、脂肪吸引手術をすることにしま 手術自体は半日で終わり、当日中に帰宅することができました。 下腹部周りにいた脂肪がなくなり、うっすらと腹筋も浮かび上がっています。 家族にもほめていただき、大満足です!			
			•

○○クリニック			医療機関スタッフが患者等の体験 内容を代わりに記載した場合で あっても、患者等が記載した体験
トップページ	治療内容	料金表	談と同様に認められない
今回は当院で提供し ダイエットが長続きしな 脂肪吸引手術は脂肪 先日実際に体験され	防を直接取り除くため、楽に	こでお勧めするのか 理想の体を手に 方を吸引されて、ウ	フエストが○センチも下がりまし

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号	
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18	

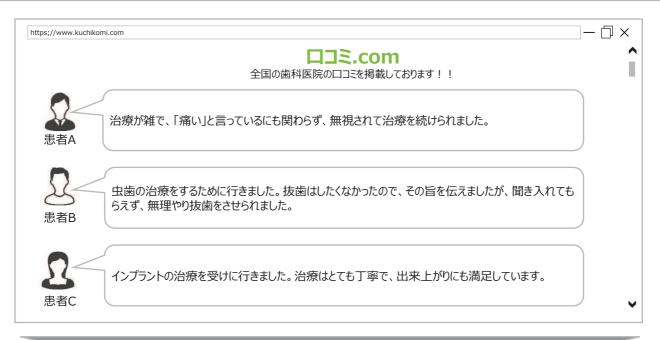
(16)体験談(省令禁止事項)(個別具体例3/5) ※医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談の編集依頼

体験談の内容を編集している違反例

医療機関の検索が可能なウェブサイトに掲載された体験談については、医療機関からの影響を受けずに患者やその家族が行う推薦に留まる限りは、誘引性は生じず、医療広告に該当しない。

しかし、医療機関からの依頼によって、当該ウェブサイトの運営者が、体験談の内容を改編したり、否定的な体験談を削除したり、又は肯定的な体験談を優先的に上部に表示するなど体験談を医療機関の有利に編集している場合は、医療広告に該当し、禁止される広告(患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談)となる。

ただし、当該体験談が名誉毀損等の不法行為に当たる場合は、医療機関による削除等の依頼は医療法違反には当たらない。



医療機関からの依頼を受けて口コミサイト 運営会社が体験談の内容を編集

事例 体験談の編集	
https;//www.kuchikomi.com	解説 ー ① × 医療機関からの依頼により、ロコミサイトの運営者 が体験談の内容の改編や削除をしている へ 全国の歯科医院の口コミを掲載しております!!
よ 患者A 治療が丁寧	で、ほとんど痛み感じることはなかったです。
え ま者C	D治療を受けに行きました。治療はとても丁寧で、出来上がりにも満足しています。
医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1(6)患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

1. 広告が禁止される事例 (17)体験談(省令禁止事項)(個別具体例4/5) ※患者直筆アンケートの加工・転載

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイ ドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るもので あり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、患者の直筆アンケートを、画像トリミング やPDF化等の手法で加工・転載された体験談も、規制の対象となる。

事例 患者の直筆アンケー	トを加工・転載した体	験談	診療時間 10:00~18:00
○○クリニック			
トップページ	料金一覧	クリニック一覧	体験談
当院では、治療の質の向上の	こめ、患者様に治療後のアン		
○○クリニックにご来院い 今後の当院での対応・治想 い。	いただき、ありがとうこ	~ンケート】 本 載す ございます。 験識	解説 皆からの直筆アンケートを写真やPDFで転 する形で、治療内容または効果に関する体 炎が掲載されている
<u>お名前 <i>匿名希望</i></u>	<u>年齢 60(歳</u>) 性別 男) <u> </u>
1. ご来院のきっかけを:	お聞かせください。		
	· · · · ·		すすることになりました。 [°] ラント手術を受ける
2. 治療を受けた感想や	宦状の変化等をお聞かせ	せください。	
できました。	、先生から丁寧な説明 ましたが、痛み止めを		「治療を受けることが 「であり、腫れもほとんど
ご協力いただきありがと	うございました。	C)〇クリニックスタッフ一同
	< 1 2	3 4 5 >	

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号	
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18	

(18)体験談(省令禁止事項)(個別具体例5/5) ※患者の主訴として記載された体験談の掲載

治療内容又は効果に関する体験談の表現

治療等の内容又は効果に関して、患者自身の体験や家族等からの伝聞に基づく主観的な体験談の広告をしてはならない。医療広告ガイ ドラインでは、こうした体験談について、医療機関への誘引を目的として紹介することは、個々の患者の状態等により感想が異なり得るもので あり、誤認を与えるおそれがあることを踏まえ、医療に関する広告としては認められない、とされており、とある患者の主訴として記載された体験 談であっても、規制の対象となる。

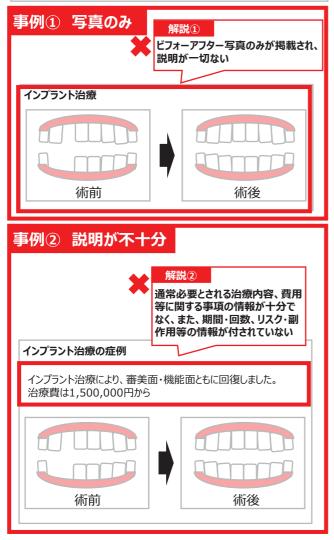
事例	患者の主訴として記	載された、治療内容	または効果に関する体験		
	○ ○ クリニック			診療時間 10:00~18:00 休診日 日曜·祝日 & 03-xxxx-xxxx	
	トップページ	料金一覧	クリニック一覧	体験談	
					^
I					
	当院では、△△治療を 実際に治療を行った医自		をご紹介します。		
	CASE1				
	40代女性 Aさん 5年間悩まされていた	○○病の症状が、△	△治療で改善した症例		
			養を続けられておりました		
	しかしなから症状が改	(善しなかったため、半日	年前に当院にご来院され	しました。	
	当院ではご本人と相談	談し、今まで受けてこう	られなかった△△治療を	開始することとしました。	5
			まされていた痛みが和ら カ月経過した時点では、		
	<u>り、日常生活が楽に</u>				<u>.</u>
	5年間悩んでおられた	「今小が」なますなたっ」	₩ 解説		7
	私どもも大変嬉しく思		医師による症例紹介の 療内容の解説等のよう	D中で、あたかも患者の主訴・治 うに、患者の主観による治療内乳 験談が掲載されている	
				担当医師〉	(X
					~

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第1号
医療広告ガイドライン	第3の1 (6) 患者等の主観に基づく、治療等の内容又は効果に関する体験談
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-18

1. 広告が禁止される事例 (19) ビフォーアフター写真(省令禁止事項)

ビフォーアフター写真において治療等の効果又は内容に ついて患者等に誤認を与えるおそれがある表現

医療広告ガイドラインでは、個々の患者の状態等により当然に治療等の結果は異なるものであることを踏まえ、誤認させるおそれがある写真等については医療に関する広告としては認められないとされている一方で、詳細な説明を付した場合についてはこれに当たらない、とされている。ビフォーアフター写真の掲載に必要な情報が十分に記載されておらず治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがあるものについては、広告することはできない。



ビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を付すことにより 広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。

					- 🗅	
https;//www.abcde.shil	ka.com					
		/t-at-	七個ビュキの		公历	î
<u> 症例①</u> 30代5	z性。 事故で	大つに	左側日幽の	リンフント	`冶僚	
		7				
術前				術後		
治療内容	事故によって 代わって、 顎 上に人工の 機能面の回	前の骨() 歯を被	ニインプラント させるインプラ	を埋め込み	み、その	
治療期間·回数	約6ヶ月間、	10回				
費用 ※自由診療とな ります。	総額1,100 (検査・診断 インプラント ¹ 本	, 斤、 手術	词建如置			
リスク・副作用	出血、腫張 の脱落、破 和感、インス	折、イン	ップラント体の			
<u>症例②</u> × × ×	K					
	0	術前、	^{兑①、②} 又は術後の			
		る事項	る治療内容 静、治療等	争の主なり	スク、	
			用等に関す 服を付す	◎事項寺()	ノ計柑	
補足						
術前又は術後のイ 通常必要とされる流 副作用等の情報を	台療内容、費	用等(

虚偽広告に該当する可能性について (医療広告ガイドライン抜粋)

「加工・修正した術前術後の写真等の掲載」の取扱いとして、あたかも効果があるかのように見せるため加工・修正した術前術後の写真等については、虚偽広告として取り扱うべきであること、とされている。

医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

1. 広告が禁止される事例 (20) 複数のビフォーアフター写真(省令禁止事項)

複数のビフォーアフター写真について、まとめて詳細な説明が 付された表現

複数のビフォーアフター写真について、術前又は術後の写真に通 常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主 なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、まとめて付し ているものは、広告することはできない。 事例 複数の治療方法の写真をまとめて説明 症例紹介 足の脂肪吸引(ベイザー脂肪吸引法) 症例① 術後 術後 腹部の脂肪吸引(チューメセント法) 症例2 術前 術後 症例3 解説 複数の治療方法の写真に対して 2 説明をまとめて記載している

治療内容	局所麻酔を行い、皮膚を切開し、脂肪を柔ら かくした後に、脂肪吸引を行いました。
治療期間·回数	1-2回
費用	150,000円~200,000円
リスク・副作用	内出血、術後の腫れ、痛み

解説

それぞれの写真に対して術前又は術後の写真 に通常必要とされる治療内容、費用等に関す る事項や、治療等の主なリスク、副作用等に 関する事項等の詳細な情報を付す

複数のビフォーアフター写真の表現に係る改善例

ビフォーアフター写真の掲載に必要な、術前又は術後の写真に通 常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主 なリスク、副作用等に関する事項等の詳細な情報を、それぞれに 付すことにより広告が可能となる。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。

		59(0)00		
写真をまとめて説明	https://www.abcde.biyou.com			
	症例紹介			
		代男性。足の脂肪吸引の手術。		
脂肪吸引法)				
	(北)合			
	祈育	前		
	治療内容	皮下脂肪内に大量の局所麻酔薬を注射しま		
		す(チュメセント法)。皮膚の複数個所に吸引		
		管が入る程度の切開(数判程度)をして皮		
術後		下脂肪を吸引します。傷は糸やテープなどで閉 鎖して治療部位は包帯やガーメント(腹巻やコ		
		ルセットを含む)で圧迫固定します。		
-メセント法)	治療期間·回数			
	費用	200,000円~300,000円		
	リスク・副作用	治療部位の皮下出血や腫れ、一時的なしびれ		
		などが起こることがあります。ごく稀に大出血や腹		
		膜穿破が起こりえます。脂肪塞栓や重篤な感		
		染症(腹膜炎)で入院を要し生命の危機に 及んだという症例の報告もあります。		
術後		又心にていう症的の報告ものりより。		
	<u>症例②</u> 40个	七女性。下腹部の超音波併用脂肪吸引		
解説				
数の治療方法の写真に対して) 🖣 📲		
月をまとめて記載している	術育	前 / 術後		
	い病中の			
皮膚を切開し、脂肪を柔ら	治療内容	皮下脂肪内に大量の局所麻酔薬を注射します(チュメセント法)。皮膚の複数個所に吸引		
が吸引を行いました。		管が入る程度の切開(数ミリ程度)をしてから		
		超音波で皮下脂肪に熱を与え柔らかくして、皮		
00,000円		下脂肪を吸引しやすくしてから吸引します。傷は		
		糸やテープなどで閉鎖して治療部位は包帯や ガーメント(腹巻やコルセットを含む)で圧迫固		
		定します。		
	治療期間·回数	半日(日帰り)		
	費用	500,000円~800,000円		
	リスク・副作用	治療部位の皮下出血や腫れ、一時的なしびれ		
		などが起こることがありますが、超音波を使用し		
		ない場合よりこれらのリスクが低減することが期		
- 写真に対して術前又は術後の写真		待できます。超音波の熱による熱傷(やけど) の可能性があります。大出血や脂肪塞栓などの		
とされる治療内容、費用等に関す		生命の危機に及ぶリスクについては超音波を使		
台療等の主なリスク、副作用等に		用しない方法との優劣について結論は出ていま		
等の詳細な情報を付す		せん。		
法第6条の5第2項第4号、規則第1	条の9第2号			
第3の1 (7) 治療等の内容又は効果	について、患者等を認	誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等		

医療広告ガイドラインに関するQ&A Q2-8

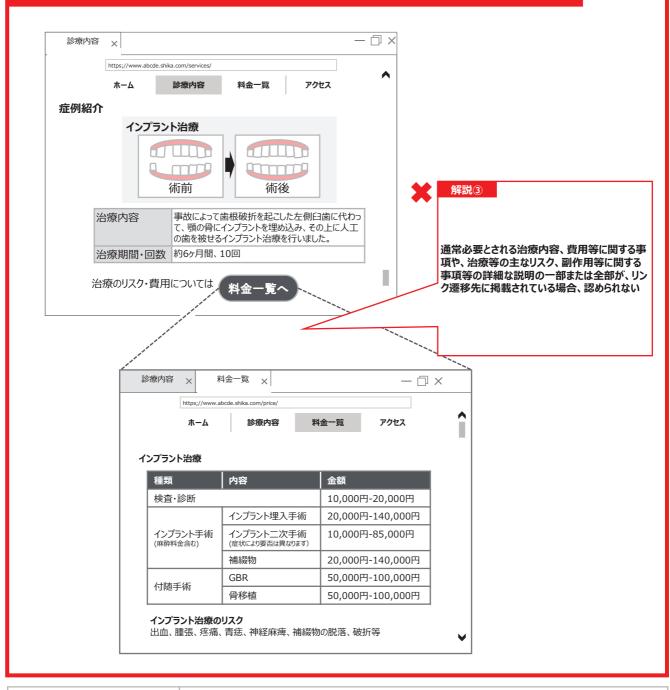
医療法関連法令 医療広告ガイドライン

1. 広告が禁止される事例 (21) ビフォーアフター写真(省令禁止事項) (注意が必要な事例 1/2)

ビフォーアフター写真について、リンクを張った先に詳細な説明が付された表現

医療広告ガイドラインでは、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等 に関する事項等の詳細な情報の掲載場所については、患者等にとって分かりやすいよう十分に配慮し、例えば、リンクを張った先のページへ 掲載したり、利点や長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載したりといった形式を採用してはならないとされている。

事例 リンク遷移した先での詳細な説明の記載

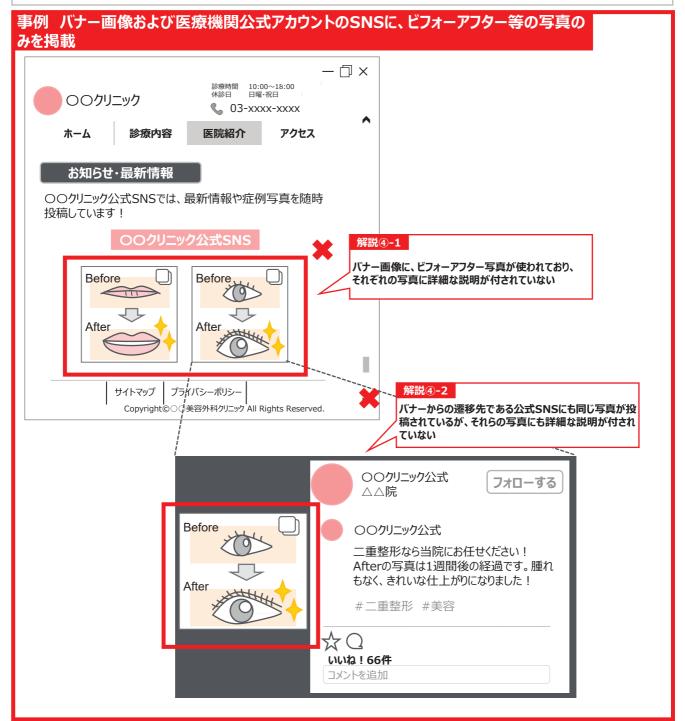


医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

(21) ビフォーアフター写真(省令禁止事項) (注意が必要な事例 2/2)

ウェブサイト上のバナー画像および医療機関公式アカウントのSNS上に、ビフォーアフター写真が掲載されており、説明が付されていない

医療広告ガイドラインでは、術前又は術後の写真に通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項や、治療等の主なリスク、副作用等 に関する事項等の詳細な情報の掲載場所については、患者等にとって分かりやすいよう十分に配慮し、例えば、リンクを張った先のページへ 掲載したり、利点や長所に関する情報と比べて極端に小さな文字で掲載したりといった形式を採用してはならないとされている。



医療法関連法令	法第6条の5第2項第4号、規則第1条の9第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (7) 治療等の内容又は効果について、患者等を誤認させるおそれがある治療等の前又は後の写真等
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-8

2.広告可能事項の記載が不適切な事例

2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

(22) 治療の方法

治療の方法について広告をすることができない表現

表情皺の症状に合わせて、各部位に注射します。

費用は施術箇所により異なります。

△△は公的医療保険が適用されない自由診療です。

〇〇治療

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその 承認等の範囲で使用した自由診療について、治療に公的医療保 険が適用されない旨又は標準的な費用を記載していないため、広 告することはできない。



治療の方法の表現に係る改善例

広告が可能である。

医薬品医療機器等法で承認された医薬品又は医療機器をその

承認等の範囲で使用した自由診療については、治療に公的医療

保険が適用されない旨、及び標準的な費用を記載することにより

– 🗇 ×

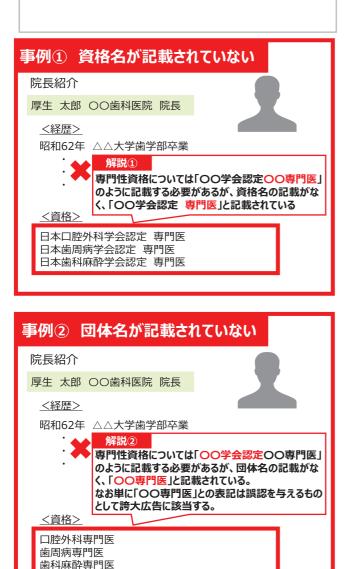
医療法関連法令 法第6条の5第3項第13号 医療広告ガイドライン 第4の4 (13) 法第6条の5第3項第13号 医療広告ガイドラインに関するQ&A Q3-9

2. 広告可能事項の記載が不適切な事例

(23) 医療従事者の専門性資格

広告することができない医療従事者の専門性資格の表現

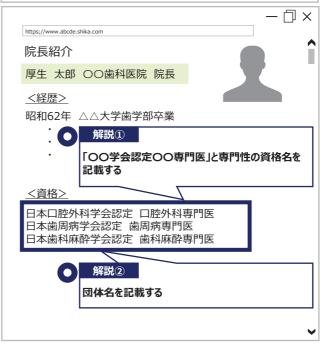
厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については広告が 可能であるが、団体名及び団体が認定する専門性の資格名が (〇〇学会認定〇〇専門医)記載されていない場合は広告を してはならない。



医療従事者の専門性資格の表現に係る改善例

厚生労働大臣が届出を受理した専門性資格については、団体名 及び団体が認定する専門性の資格名を記載することにより広告が 可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。



補足

厚生労働大臣が届出を受理しており、広告が可能である専門性資格は、 「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名(厚 生労働大臣に届出がなされた団体の認定するもの)等について」を参照。 URL: https://www.mhlw.go.jp/content/001063553.pdf

厚生労働大臣が届出を受理していない専門性資格について広告する場合は、「〇〇学会認定〇〇専門医」などと記載したうえで、限定解除要件を満たす必要がある。詳細はP.32を参照。

医療法関連法令	法第6条の5第3項第9号、規則第1条の9の2第1号、第2号
医療広告ガイドライン	第4の4 (9) 法第6条の5第3項第9号
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-5,3-6,3-7

3.限定解除要件の記載が不適切な事例

3-1 限定解除要件について

3-2 自由診療に関する限定解除要件について

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-1 限定解除要件について (24)「専門外来」「診療科名」「専門性資格」「手術件数」 「新聞や雑誌等で紹介された旨」における限定解除

限定解除要件を満たしていない例

厚生労働大臣が届出を受理していない団体が認定する専門性資格^{※1を} 有する旨等、広告可能事項に該当しないものは、原則として広告できない。 しかし、広告可能事項の限定解除要件を満たし、かつ禁止される広告に 該当しない場合は、広告可能事項に該当するか否かによらず広告できる。 以下の事例は、容易に照会できるように問い合わせ先(電話番号、E メールアドレス等)を明示しておらず、限定解除要件を満たしていない。



限定解除要件を満たす改善例 左記を広告する際には、広告可能事項の限定解除要件に係る

情報を十分に記載する必要がある。 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。



限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可 能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。 (自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要が ある。詳細は本事例解説書p.34-41を参照

*1「医療に関する広告が可能となった医師等の専門性に関する資格名等について」 に記載された範囲であれば限定解除せずに広告可能。

医療法関連法令	法第6条の6第1項、令第3条の2 , 法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第1号、第2号	
医療広告ガイドライン	第2の3 暗示的又は間接的な表現の扱い , 第3の1(5)広告が可能とされていない事項の広告 第4の4 (2)法第6条の5第3項第2号 , 第4の4(9)法第6条の5第3項第9号	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-6,3-1,3-2,3-3,3-4,3-5,3-6,3-7,3-16,5-10	

3.限定解除要件の記載が不適切な事例

3-1 限定解除要件について

3-2 自由診療に関する限定解除要件について

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について (25) 自由診療における限定解除(全体概要)

限定解除要件を満たす改善例

限定解除を満たしていない表現

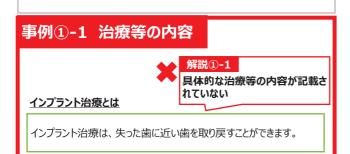
自由診療は、一部の例外を除いて広告で 則として広告できない。しかし、広告可能 かつ禁止される広告に該当しない場合は かによらず広告できる。 以下の事例は、「提供している治療内容 や「治療の主な副作用・リスク」の記載が 要件を満たしていない。	事項の限定解除要件を満たし、 、広告可能事項に該当するか否 と治療に必要な標準的な費用」	準的な費用」「 がある。 ※以下は一例	治療の主な副 であり、広告の 5全体の構図や	作用・リスク	内容と治療に必 り」を十分に記載す 内容に応じて、実 況等を考慮して、	する必要 際のウェ
https://www.abcde.biyou.com 治療方法:インプラント	ー 〇 × 電話 03-xxxx-xxxx	https://www.abcde. 治療方法:イン	biyou.com		説① 容を適切かつ十分 る	
「通常必要とされる治療内容」が記述	Mail xxxxxxxx@yyy.jp	インプラント治療				PL-11
は、 電子の安とこれる石原内谷」が記載 患者に対して適切かつ十分な情報を 個別具体例は、p.35「事例①	分かりやすく提供していない	インプラント治療は、も	い」 あいまです。 歯が抜けたと		にかわって、噛み心地やり 人工の歯の根を埋めて、	
		<u>インプラントの治</u>	<u> き療の流れ</u>			
		検査	ロの中の状況はイン: の持ち具合に関わった		直接的に関わったり、イン をします	プラント
		エックス線撮影・検査			で、入れ歯と比べてしっかり 5確に知るためにエックス線	
		骨の移植			ンプラントを埋められません に骨の移植を行うことがあ	
		手術 (治療によっては2回)	の骨を出します。それ トを埋めます。インプ	しからドリルで注意 ラントを埋める際(bます。まず歯肉を切り開し 淀く骨に穴を開けて、イン こインプラントを歯肉で覆っ う一度手術を行います	プラン
		仮歯を入れる	と噛み合わせの記録ず仮歯をつくつの	を行います。いきたのです。		
		最終的な歯を入れる	終的な歯をつくります せます。	通常必要と び回数を記	される治療期間及 見載する	.映さ
「治療期間及び回数」が記載されて 対して適切かつ十分な情報を分かり ●●		治療期間・回数 治療期間 治療回数	<u>数</u> 3-6ヵ月 5-6回	解説 通常必要と 額を記載す	される標準的な金	
「標準的な費用」が記載されていない		費用(※症状	代によって金額は	:変動します))	
適切かつ十分な情報を分かりやすく掛 個別具体例は、p.37「事例③		総額(1歯欠損	の場合)		00円~300,000円 直手術費用を除く)	
		<内訳>				
		種類	内容		金額	
		検査·診断	() === 1 III	7	10,000円-20,00	
		インプラント手術	インプラント埋 インプラント二次 (症状により要否は)	次手術	20,000円-140,0 10,000-85,000	
			補綴物	解説	a)	1 0円
		付随手術	GBR 骨移植		る主なリスクや副	0円 0円
「主なリスクや副作用」が記載されて	いない、または国民や患者に	リスク・副作用				
対して適切かつ十分な情報を分かり 個別具体例は、p.38「事例④	やすく提供していない 9 主なリスク、副作用」を参照	 ・ 外科処置に伴 ・ お手入れ次第 	頁で治療期間が比較 ¥う痛み・腫れ・出血 ぎで感染することがあ りやすくなることがあ 引分の歯と違う	血・合併症の可 ある	「能性がある	
医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9	の2第3号、第4号				
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方 , 第5の2	広告可能事項の限定	定解除の具体的	は要件		
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12					

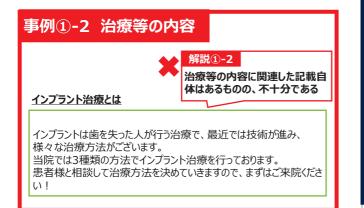
34

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について (25) 自由診療における限定解除(個別具体例 1/5) 通常必要とされる治療等の内容

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「通常必要とされる治 療等の内容」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たし ていない。





限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「通常必要とされる治療等の内容」を十分に 記載する必要がある。 ※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。 解説①-1,2 $\mathbb{P} \times$ https;//www.abcde.biyou.con

治療等の内容を適切かつ十

Jjp

分に記載する

治療方法:インプラント

<u>インプラント治療と</u>は

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た日を回復するた めの治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯 をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査	ロの中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラント の持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線 撮影・検査	インブラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。その ような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術 (治療によっては2回)	麻酔をして顎の骨にインブラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎 の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インブラン トを埋めます。インブラントを埋める際にインブラントを歯肉で覆った場 合は、インブラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を 入れる	骨とインブラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取り と噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、ま ず仮歯をつくって口の中に合わせます。
最終的な 歯を入れる	仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

治療期間·回数

治療期間 3-6ヵ月 治療回数 5-6回

費用(※症状によって金額は変動します)

総額(1歯欠損の場合)		200,000円~300,000円 (付随手術費用を除く)		
<内訳>				
種類	内容		金額	
検査·診断			10,000円-20,000円	
	インプラント埋入手術		20,000円-140,000円	
インプラント手術		ト二次手術 ^{要否は異なります)}	10,000-85,000円	
	補綴物		20,000円-140,000円	
付随手術	GBR		50,000円-100,000円	
们可的自己的	骨移植		50,000円-100,000円	

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- . 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	Ę	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドラ	ライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラ	ラインに関するQ&A	Q5-11,5-12	35

3.限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について (25) 自由診療における限定解除(個別具体例 2/5) 治療期間及び回数

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「治療期間及び回数」 の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。 事例2-1 治療期間·回数 解説2-1 通常必要とされる治療期間及 び回数が記載されていない 治療期間·回数 治療期間は患者様の状態により異なります 事例2-2 治療期間·回数 解説②-2 最低限の治療期間及び回数し か記載されていない 治療期間·回数 治療期間:1か月~ 治療回数:2回~ 事例2-3 治療期間·回数 解説②-3 治療期間しか記載されていない 治療期間 治療期間:3-6ヵ月

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「治療期間及び回数」を十分に記載する必 要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。

$-\Box \times$ https;//www.abcde.biyou.com 電話 03-xxxx-xxxx 治療方法:インプラント Mail xxxxxxx@yyy.jp

<u>インプラント治療とは</u>

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するた めの治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯 をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査	ロの中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラント の持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線 撮影・検査	インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインプラントを埋められません。その ような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術 (治療によっては2回)	麻酔をして顎の骨にインブラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎 の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インブラン トを埋めます。インブラントを埋める際にインブラントを歯肉で覆った場 合は、インブラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を 入れる 最終的な	骨とインブラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取り と噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、ま す仮歯をつくのの解説②-1~3 低歯のチェック・イロ 後的な歯をつくります 超常必要とされる治療期間及 て最 時たさ
歯を入れる	たりな困なしています。 せます。 び回数を記載する しゃく

治療期間·回数

治療期間 3-6ヵ月 治療回数 5-6回

費用(※症状によって金額は変動します)

200,000円~300,000円 総額(1歯欠損の場合) (付随手術費用を除く) <内訳> 検査·診断 10,000円-20,000円 インプラント埋入手術 20,000円-140,000円 インプラント二次手術 (症状により要否は異なります) 10,000-85,000円 インプラント手術 補綴物 20,000円-140,000円 GBR 50,000円-100,000円 付随手術 骨移植 50,000円-100,000円

リスク・副作用

- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある .
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- . 噛む感覚が自分の歯と違う

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12	36



3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(25) 自由診療における限定解除(個別具体例 3/5) 標準的な費用

限定解除要件を満たしていない表現

		ない表現	限定解除要件を満定
		とされている「標準的な費用」の記 除要件を満たしていない。	限定解除要件である「 ある。 ※以下は一例であり、ル ブサイトにおける全体の 与えない対応が必要で
事例③-1	費用	解説③-1	https;//www.abcde.biyou.com
		費用が記載されていない	 治療方法:インプラント
<u>費用</u>			インプラント治療とは
料金は患者様の	の状態により異なり	つます	インプラント治療は、むし歯や歯周 めの治療法です。歯が抜けたところ をつくります。
			インプラントの治療の流
事例③-2	費用	解説③-2	検査 ロの中の状 の持ち具合
<u>費用</u>		最低金額のみが記載されている	エックス線 撮影・検査 インプラント1
内容 インプラント手術		金額 150,000~	骨の移植 顎の骨が細 ような時は骨
■例③-3	费田		年 年
	目用		
	*	解説③-3 司ーページ内には治療の最低金額	仮歯を 入れる
	*		したると噛み合われ
	*	司一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 は存在するが、別の場所に最低価 各のみを切り出して記載されている	type で 入れる と噛み合わ す仮歯をうい 最終的な 歯を入れる (広歯のすび 終的な協を せます。 はます。 はます。 はます。
	*	司一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 は存在するが、別の場所に最低価 各のみを切り出して記載されている	して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、 して、
インプラント	*	司一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 は存在するが、別の場所に最低価 各のみを切り出して記載されている	し、国本 し、国本 し、国本 し、国本 し、国本 の し、国本 の し、国本 の し、国本 の し、国本 の し、国本 の の し、国本 の の し、国本 の の し、国本 の の し、国本 の の し、 の の の し、の の の の の の の の の の の の の の
インプラント <内訳>	*	司一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 は存在するが、別の場所に最低価 各のみを切り出して記載されている	し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、
インプラント <内訳> 種類	150,000F	司一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 は存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている	し、国本 し、国本 し、国本 し、国本 し、国本 の し、国本 の し、国本 の し、国本 の し、国本 の し、国本 の の し、国本 の の し、国本 の の し、国本 の の し、国本 の の し、 の の の し、の の の の の の の の の の の の の の
インプラント <内訳> 種類	* 150,000円 メーカーA	同一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 は存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている ~ 金額 150,000円-200,000円	し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、
インプラント <内訳> 種類	* [] 150,000円 メーカーA メーカーB	 同一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 よ存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている ▲額 150,000円-200,000円 200,000円-250,000円 	して、 して、 して、 す仮歯をつい、 なのな物で、 なのな物で、 そのな物で、 で、 そのな物で、 で、 そのな物で、 で、 そのな物で、 で、 そのな物で、 で、 そのな物で、 で、 そのな物で、 で、 そのな物で、 で、 そのな物で、 で、 そのな物で、 、 、
インプラント <内訳> 種類	* [] 150,000円 メーカーA メーカーB	 同一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 よ存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている ▲額 150,000円-200,000円 200,000円-250,000円 	し、「「」」」、「」」、「」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、
インプラント <内訳> 種類 1箇所	*************************************	 同一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 よ存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている ▲額 150,000円-200,000円 200,000円-250,000円 	し、「」」、「」」、「」」、「」」、「」、」、「」、」、「」、」、「」、」、「
インプラント <内訳> 種類 1箇所	*************************************	 同一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 よ存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている 金額 150,000円-200,000円 200,000円-250,000円 300,000円-350,000円 	して、 して、 して、 して、 し、
<mark>インプラント</mark> <内訳> 種類 1箇所	*************************************	同一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 よ存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている	ばん国を えれる と噛み合わ ず仮歯をうい すの、「「「「」」」」 最終的な 飯を入れる 「「「」」」 毎月1・回数 「「「「」」」 日・回数 「「「「」」」 日・回数 「「「「」」」 日・回数 「「「「」」」 日・回数 「「「「」」」 日・回数 「「「「」」」 日・回数 「「「「」」」 日本3005最高 金額を記載する 宿を記載する
インプラント <内訳> 種類 1箇所	*************************************	 同一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 は存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている ◆ 金額 150,000円-200,000円 200,000円-250,000円 300,000円-350,000円 300,000円-350,000円 別途発生する費用が小さな文 字で記載されており、具体的な 金額の明示もない 	して、 し、 して、
 インプラント 	* 「 150,000円 メーカーA メーカーB メーカーC	 同一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 は存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている 金額 150,000円-200,000円 200,000円-250,000円 300,000円-350,000円 300,000円-350,000円 別途発生する費用が小さな文 字で記載されており、具体的な 金額の明示もない 金額 	していたいですが、 しいたいですが、 しいたいですが、 しいたいですが、 しいたいです
 インプラント <内訳> 種類 1箇所 事例③-4 費用 内容 インプラント手 ※別途検査・診断料金 	メーカーA メーカーB メーカーC	 同一ページ内には治療の最低金額 から最高金額までを記載した料金表 は存在するが、別の場所に最低価 格のみを切り出して記載されている ◆ 金額 150,000円-200,000円 200,000円-250,000円 300,000円-350,000円 300,000円-350,000円 別途発生する費用が小さな文 字で記載されており、具体的な 金額の明示もない 	以内容 入れる と噛み合わ す仮歯をうい 最終的な 広めたちろ 炭筋功な菌を 皮筋力 近方の日 近ろれる 近ちろ 夏用 (※症状によって、 総額 (1歯欠損の場合) 種類 内容 検査・診断 インブラント手術 インブラント手術 (麻酔料金含む) 日随手術 日移和 リスク・副作用

限定解除要件を満たす改善例

標準的な費用」を十分に記載する必要が

広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ 構図や医学的状況等を考慮して、誤認を ある。

— 🗇 🗙 電話 03-xxxx-xxxx Mail xxxxxxxx@yyy.jp

周病で抜けた歯にかわって咬み心地や見た目を回復するた ころの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯

h

検査	ロの中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラント の持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線 撮影・検査	インブラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインブラントを埋められません。その ような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術 (治療によっては2回)	麻酔をして顎の骨にインブラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎 の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インブラン トを埋めます。インブラントを埋める際にインブラントを歯肉で覆った場 合は、インブラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を 入れる	骨とインプラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取り と噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、ま ず仮歯をつくって口の中に合わせます。
最終的な 歯を入れる	仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと咬み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

	解説③-1,2
 解説③-1,2 最低金額から最高 金額を記載する 	標準的な費用を記載する (症状によって金額に変動 がない場合)
費用(※症状によって金額	夏は変動します)
総額(1歯欠損の場合)	200,000円~250,000円

		(1可随	手術賀用を际く)	
		V		
種類	内容		金額	V
検査·診断			20,000円	
	インプラント埋入手	術	60,000円-80,00	0円
インプラント手術 (麻酔料金含む)	インプラント二次手 (症状により要否は異なり		65,000円-70,00	00円
	補綴物		55,000円-80,00	0円
(4)防工作	GBR		50,000円-90,00	0円
付随手術	骨移植		50,000 <u>円-9</u> 0,00	0円
			9	
<u>リスク・副作用</u>		EU	解説(3)-:	3

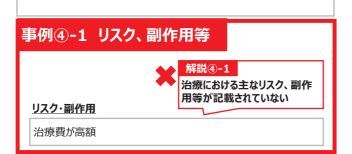
<u> </u>	人勹・削作	作用						
	治療費加		但月七八十八年	おめ目い		解説	3-3	
•	外科処計		説③-4		EN:	別途発生	Eする費用∖	¢
•			発生する可能			内訳を記		
•	良へ物刀	処置等	テについて、 一	通り記載が	ן נ	1 301 600	74770	
•	噛む感覚	あり、ま	またそれぞれの	金額も明				4
-			記載されてい					-

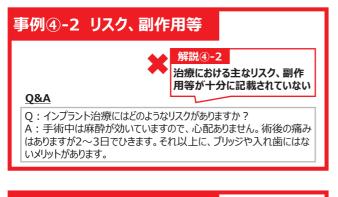
医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12	37

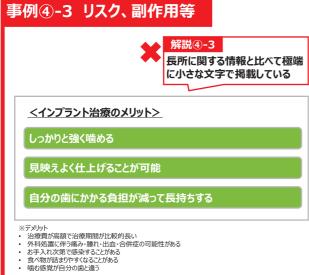
3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について (25) 自由診療における限定解除(個別具体例 4/5) 主なリスク、副作用等

限定解除要件を満たしていない表現

医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用 等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。







限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する 必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。

 $-\Box \times$

https;//www.abcde.biyou.com 電話 03-xxxx-xxxx

Mail xxxxxxx@yyy.jp 治療方法:インプラント

<u>インプラント治療と</u>は

インプラント治療は、むし歯や歯周病で抜けた歯にかわって噛み心地や見た目を回復するた めの治療法です。歯が抜けたところの顎の骨に人工の歯の根を埋めて、それを土台にして歯 をつくります。

インプラントの治療の流れ

検査	ロの中の状況はインプラントの治療に直接的に関わったり、インプラント の持ち具合に関わったりするため検査をします
エックス線 撮影・検査	インプラントは顎の骨に支えられることで、しっかり噛むことができます。そのため顎の骨の形を正確に知るためにエックス線撮影を行います。
骨の移植	顎の骨が細すぎたり低すぎたりするとインブラントを埋められません。その ような時は骨のボリュームを増やすために骨の移植を行うことがあります。
手術 (治療によっては2回)	麻酔をして顎の骨にインブラントを埋めます。まず歯肉を切り開いて顎 の骨を出します。それからドリルで注意深く骨に穴を開けて、インブラン トを埋めます。インブラントを埋める際にインブラントを歯肉で覆った場 合は、インブラントの頭を出すためにもう一度手術を行います
仮歯を 入れる	骨とインブラントがくっついてから歯をつくる作業に入ります。口の型取り と噛み合わせの記録を行います。いきなり最終的な歯をつくらずに、ま ず仮歯をつくって口の中に合わせます。
最終的な 歯を入れる	仮歯のチェックを行い、もう一度型取りと噛み合わせの確認を行って最終的な歯をつくります。この時は歯の色もチェックして出来映えに反映させます。

治療期間·回数

治療期間 3-6ヵ月 治療回数 5-6回

費用(※症状によって金額は変動します)

你在(4年后根本很大)

<	総額 (1歯欠損の)場合)			手術費用を除く)	15
検査・診断 #1000000000000000000000000000000000000	<内訳>					
インプラント手術 インプラント埋入すい インプラント二次手術 (症状により要否は異なります) 解説④-1,2 治療における主なリスク、副作 用等を十分に記載する インプラント二次手術 (症状により要否は異なります) 解説④-3 インプラント手術 GBR 長所等の他の情報と同様に 記載する	種類	内容			金額	
インブラント埋入ティボ 治療における主なリスク、副作 インブラント手術 インブラント二次手術 (症状により要否は異なります) 補綴物 解説④-3 付随手術 GBR 日秋日 長所等の他の情報と同様に 記載する	検査·診断		•	4		
イノノノノトチ(m) (症状により要否は異なります) (症状により要否は異なります) 所説④-3 補綴物 長所等の他の情報と同様に (付随手術 長兆なっ		インプラン	卜埋入于,前		-	スク、副作
イ随手術 GBR 最好な 長所等の他の情報と同様に 記載する	インプラント手術			用等	を十分に記載す	する
付随手術 日本なた 日本なた 日本なた 日本なた 日本なた 日本なた 日本なた 日本なた		補綴物			解説④-3	
	什防手体	GBR				と同様に
	小顶	骨移植		66単)		0,000円

200,000円~300,000円

リスク・副作用

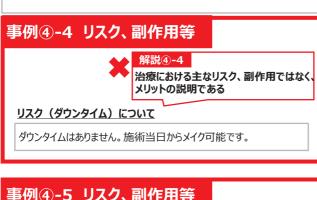
- 治療費が高額で治療期間が比較的長い
- 外科処置に伴う痛み・腫れ・出血・合併症の可能性がある
- お手入れ次第で感染することがある
- 食べ物が詰まりやすくなることがある
- 噛む感覚が自分の歯と違う

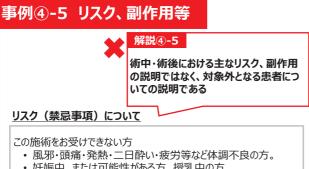
医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件]
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12	38

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について (25) 自由診療における限定解除(個別具体例 5/5) 主なリスク、副作用等

限定解除要件を満たしていない表現

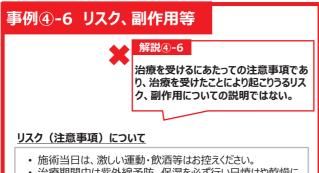
医療広告ガイドライン上で必要とされている「主なリスク、副作用 等」の記載が不十分であるため、限定解除要件を満たしていない。





・妊娠中、または可能性がある方、授乳中の方。

- 刺青・タトゥーのある部分への施術。
- 切り傷やニキビなどの炎症部位への施術。



・ 治療期間中は紫外線予防、保湿を必ず行い日焼けや乾燥に 十分お気をつけください。

限定解除要件を満たす改善例

限定解除要件である「主なリスク、副作用等」を十分に記載する 必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。

https;//www.abcde.biyou.com		— 🗇 ×
	電話	03-xxxx-xxxx
治療内容	Mail	xxxxxxxx@yyy.jp
高周波治療(RF)とは		$\widehat{}$
RFは、ラジオ波によって皮膚内部を局所的に温め により、しわやたるみを改善させる治療です。	、皮膚の	内部組織の修復を誘導すること
<u>治療の流れ</u>		

洗顔	完全にメイクを落としてから行います。
アイシールド 装着	目を保護するため、専用のアイシールドを装着します。
照射	幹部に照射します。処置時間は部位によりますが、約15分程度です。
アフターケア	洗顔・アフターケアを行って終了です。(化粧をされない方でも日焼け 止めはお塗りください。)

3週間おきに1回行います。継続治療は5回~6回をお勧めしています。

(1回でも効果はありますが、複数回の治療を受けることにより、より高い若返り効果が得ら れます。)

内容	
顏全体	10.000円/回
顏全体+首	20.000円/回

禁忌事項について

この施術をお受けできない方

- ・風邪・頭痛・発熱・二日酔い・疲労等など体調不良の方。
- ・ 妊娠中、または可能性がある方、授乳中の方。
- ・ 刺青・タト ・ 切り傷や 解説④-4,5,6

治療を受けたことにより起こりうるリスク、副作 注意事項について 用(治療を受けたことによる副次的もしくは望

- ・施術当日は、 ましくない作用等)の説明を十分に記載する
- 治療期間中は 十分お気をつけ 12200

リスク・副作用※

- 照射時~照射後には、疼痛、軽度の発赤、腫脹、痂皮、
- 紫斑などが出現することがあります。
- まれに炎症後色素沈着、熱傷、瘢痕形成などの合併症が 起こることがあります。

※上記のリスク・副作用の記載例については、日本美容外科学会「美容 医療診療指針(令和3年度改訂版)」p.38,41,42を参考に記載。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q5-11,5-12	39

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について

(26) 未承認医薬品等を用いた自由診療における限定解除

前提		承	認の有無・前提	「未承認医薬品等であること」等の記載要否
わが国の医薬品、医療機器等の品質、		未承認	他の同等医楽品等 も国内承認なし	必要
等に関する法律において、承認等されていない医薬品・医療機器、 あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品・ 医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等であること」「入 手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国における安全性 等に係る情報」を明示する必要がある。 本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示している。		医薬品等	他の同等医薬品等	必要(他の承認等された医薬品等の情報を
		医療機器等)	で国内承認あり 承認とは異なる目的	明示) 必要(承認等された効能・効果又は用法・
		│ 承認 │ 医薬品等	での使用	の安(承認寺Ct UC幼能・幼末文は用法・ 用量とは異なることを明示)
		(医薬品・医療機器等)	承認された目的での使用	不要
ー 未承認医薬品等の要件を満た	していない表現		未承認医薬品等の)要件を満たす改善例
自由診療の広告に必要となる通常の				要となる通常の限定解除要件のほかに、未
載しかされておらず、未承認医薬品語をあの限定解除要件は満たしてい				を十分に記載する必要がある。 広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ
			ブサイトにおける全体の)構図や医学的状況等を考慮して、誤認を
			与えない対応が必要で	
事例 未承認医薬品等を	用いた治療方法	×	https;//www.abcde.biyou.com	— [] ×
			リフトアップ治療	電話 03-xxxx-xxxx
リフトアップ治療	電話 03-xxxx-xxxx		治療方法	Mail xxxxxxxx@yyy.jp
	■ 医薬品等であること」「入手経	路		療機器の販売名)で照射する超音波を直接肌に
	の承認医薬品等の有無」「請 ナる安全性等に係る情報」が		あて、皮トに仔在する筋 ます。	筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行い
載されてい			治療期間·回数	
	で昭射する招音波を直接即	17	治療期間1-2年治療回数2-6回	
あて、皮下に存在する筋膜に熱をピンプ	〇〇(作成者注:未承認医療機器の販売名)で照射する超音波を直接肌に あて、皮下に存在する筋膜に熱をピンポイントで加え、リフトアップを行い		費用※自由診療となります	
ます。			施術名	金額
<u>治療期間・回数</u> 治療期間 1-2年		_	たるみ治療	300,000-350,000円
治療回数 2-6回		S I	リスクと副作用につい	ωτ
費用※自由診療となります			<u></u>	
施術名	金額		神経の全面的あるし	● 解説 ● 「筋 「未承認医薬品等であること」「入手経
たるみ治療	300,000-350,000円			路等 「国内の承認医薬品等の有無
			線状に皮膚が腫れる 一時的に知覚が鈍	ることか「諸外国における安全性等に係る情報」
<u>リスクと副作用について</u>				
リスク 神経の全面的あるいは部分的損(复が起 <i>こること</i> で、永久的また('t	<u>*0062117</u>	
一時的なしびれや表情筋の麻痺が			未承認医薬品等	
			ない未承認医療機器で	つつは医薬品医療機器等法上の承認を得てい です。
線状に皮膚が腫れることがある 一時的に知覚が鈍く感じることがあ	3		<u>入手経路等</u>	
				○は□□国△△社で製造されたものを当院で 個人輸入された医薬品等の使用によるリスクに
			関する情報は下記URI https://www.yakubutsu.	
● <u>解説</u>		4	国内の承認医薬品等	
「国内の承認医薬品等の有無 を有する他の国内承認医薬品				ショ… れている医療機器はありません。
記載する			諸外国における安全性	
例:国内においては〇〇とは別の〇〇 厚生労働省より承認を取得しています	〕(作成者注:承認医療機器の販売名)が -	c .		貧品医薬品局)に承認されております。リスクとし みず腫れ、一時的な腫れ、紫斑、色素増強、
				局所神経麻痺が報告されています。
医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第	1 冬 ጠ 0 ጠ つ 🕯		
	山市0末の3年3頃、尻則年	1本03025	ᠵᢧᠫ᠋᠋ᢣ᠉ᡩᠮ	

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-13,3-25,3-26	4

3. 限定解除要件の記載が不適切な事例 3-2 自由診療に関する限定解除要件について (27) 医薬品等を承認された効能・効果と異なる目的で用 いた自由診療における限定解除

前提		承	認の有無・前提	「未承認医薬品等で	あること」等の記載要否
わが国の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び		未承認	他の同等医薬品等も国内承認なし	必要	
等に関する法律において、承認等されていない医薬品 あるいは承認等された効能・効果又は用法・用量が 医療機器を用いた治療について、「未承認医薬品等	異なる医薬品・	医薬品等 (医薬品・ 医療機器等)	他の同等医薬品等で国内承認あり	必要(他の承認等さ 明示)	れた医薬品等の情報を
手経路等」「国内の承認医薬品等の有無」「諸外国等に係る情報」を明示する必要がある。		承認 医薬品等	承認とは異なる目的での使用	必要(承認等された 用量とは異なることを	効能・効果又は用法・ 明示)
本頁では、右図の未承認医薬品等の事例を示してし	いる。	(医薬品・(医療機器等)	承認された目的 での使用	不要	
未承認医薬品等の要件を満たしていない	い表現		未承認医薬品等の)要件を満たす改善	善例
自由診療の広告に必要となる通常の限定解除 載しかされておらず、医薬品等を承認された効何 的で用いた自由診療を広告するための限定解 いない。	能・効果と異なる	日 て こ	承認医薬品等の要件 ※以下は一例であり、	を十分に記載する必 広告の具体的な内容 構図や医学的状況	解除要件のほかに、未 ぶ要がある。 容に応じて、実際のウェ 』等を考慮して、誤認を
事例 承認された効能・効果と異な	る目的	×	https;//www.abcde.biyou.com		— 🗇 ×
で医薬品等を用いた治療方法			美容注射:プラセン	夕注射 Mail	03-xxxx-xxxx xxxxxxxx@yyy.jp
			(OO(作成者注:既 治療方法と治療回数	承認の医薬品の販売名)	
美容注射:プラセンタ注射(〇〇(作成者注	:既承認の医薬品		治療方法:アミノ酸、核酸治療回数:週1回~2週間		
承認された効能・効果と 薬品等を使用しているに	もかかわらず「医		費用※自由診療となります 施術名		金額
薬品の承認」「入手経路等」「国内の承認 医薬品等の有無」「諸外国における安全			プラセンタ注射		2,500円/本
性等に係る情報」が記載 治療方法と治療回数	裁されていない		リスクと副作用につい	τ	
治療方法:アミノ酸、核酸、塩基、ミネラルが含まれた〇〇 〇〇(効果)を図ります	を注射することにより				、本签にソナーテレナい
治療回数:週1回~2週間に1回が平均的な回数です。			内出血を引き越してし		
リスクと副作用について			本製剤は生体由来の 体の感染は完全には	●	
リスク: 内出血			<u>副作用:下記症状</u> 過敏症·頭痛·肝機	か出るの承認医薬品等	」「入手経路等」「国内 穿の有無」「諸外国にお
プラセンタ注射は、注射器を用いるため、細い血管 内出血を引き越してしまうリスクがあります。	管に当たってしまい		10可以111、可1用。1111次1	北障しける安全性等に	係る情報」を記載する
本製剤は生体由来の原料を使用しているため、 ³ 体の感染は完全には否定できません。	現在未知の病原		※ヒト胎盤抽出物(プ	ラセンタ) について	
副作用:下記症状が出る場合があります 過敏症・頭痛・肝機能障害・献血ができなくなり。	ह व		未承認医薬品等(異	なる目的での使用)	
				の効能・効果で承認されて	等法において、「慢性肝疾 ていますが、当院で行う美容
手術名	額		入手経路等		
プラセンタ注射 2,	500円/本				は□□国△△社で製造され
			国内の承認医薬品等 ヒト胎盤抽出物を一般名と ている効能・効果及び用法	する医薬品は国内で承認	忍されておりますが、承認され 的・方法は異なります。
			諸外国における安全性 現在重大なリスクは報告さ ヤコブ病)の伝播の理論的	れておりませんが、v C J	D(変異型クロイツフェルト 。

医療法	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号	
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-13,2-14,3-25.3-26	4

(28)様々な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点が明確ではない診療科名(誇大広告)

広告をしてはならない診療科名の表現

法令上根拠のない名称や、組み合わせの診療科名のうち、様々 な治療の方法が含まれ、そのいずれの治療を提供するのかという点 が明確ではない名称について、提供する治療の内容が記載されて おらず不明確であり、限定解除要件が満たされているとしても、誤 認を与える可能性があり、広告できない。



補足

診療科名は、医療法施行令第3条の2で定められた診療科名又は当該診療に従事する医師が厚生労働大臣の許可を受けたもの以外は広告が認められないが、限定解除要件を満たすことで、広告は可能である。限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガイドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。 (自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.34-41を参照。)

広告をしてはならない診療科名の表現に係る改善例

提供する医療の内容を明確に記載したうえで、限定解除要件を 満たす必要がある。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。

	ー ① × ^{00~18:00} ^{1・祝日}
ホーム 診療内容 料金一	
	ロえ)いずれの治療を 明確に記載する
審美歯科矯正菌	小児歯科
当院における審美歯科について 当院における審美歯科は、歯や口元の美し 的な歯科治療のことを指しております。当院 白い透明感と天然の歯に近い見た目で審奏 ミッククラウン」や、歯の汚れを落とし色を白く どの治療を提供しております。 治療 メニュー オールセラミッククラウン ラミネートベニア ホワイトニング	では補綴物を使用し €性が高い「オールセラ
ことで、歯を白くきれいにします。 治療期間・回数 治療期間 3か月程度 治療回数 2-5回	
費用※自由診療となります	
施術名	金額
セラミック治療	90,000-120,000
リスクと副作用について リスク 治療によっては歯の体積を削る量が多い場合があります。 また事前に神経の処置等が必要な場合があります。 副作用 治療後に軽い出血や痛みを伴う可能性があります。 また稀にセラミックが欠ける可能性があります。	
副作用 治療後に軽い出血や痛みを伴う可能性があります。	

医療法関連法令	法第6条の5第2項第2号
医療広告ガイドライン	第3の1 (3) 誇大な広告 (誇大広告)
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q3-18

(29) 提供される医療とは直接関係ない事項による誘引

提供される医療とは直接関係ない事項の表現

医療広告ガイドラインでは、提供される医療の内容とは直接関係のない情報を強調し、国民・患者を誤認させ、不当に国民・患者を誘引す る内容については、広告は行わないものとされている。

事	例 提供され	る医療の内容と	とは直接関係の対	ない事項			— 🗇 ×
C) () クリニック				Þ	>療時間 10:00~18:00 木診日 日曜・祝日	\checkmark
	トップページ	料金一覧	クリニック一覧	アクセス	*	03-xxxx-xxxx 解説 物品を贈呈する旨 している	音等を記載
	子どものみんな(こは治療後に、頑引	長ったご褒美に <mark>ガチャ</mark>	゚ガチャをプ レゼント	!		
	当院で出産され	1た方には、 <mark>出産初</mark>	いとして赤ちゃんグ	ッズをプレゼント し ⁻	ております。	ţ, Ĥ	

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ②提供される医療の内容とは直接関係ない事項による誘引
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

4. 広告するにあたって注意が必要な事例 (30)費用を強調した広告(個別具体例1/2)

費用を強調した広告

医療広告ガイドラインでは、医療広告は、患者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の 伝達に努めなければならないから、医療機関や医療の内容につい て品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は行うべきではない、 とされている。

費用を強調した広告に係る改善例

キャンペーンや割引等の品位を損ねる、あるいはそのおそれがある 広告は控え、治療の費用は過度に強調せずに記載する。



医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ①費用を強調した広告
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-5

4. 広告するにあたって注意が必要な事例 (30)費用を強調した広告(個別具体例2/2)

費用を強調した広告

医療広告ガイドラインでは、医療広告は、患者等が広告内容を適切に理解し、治療等の選択に資するよう、客観的で正確な情報の伝達 に努めなければならないから、医療機関や医療の内容について品位を損ねる、あるいはそのおそれがある広告は行うべきではない、とされてい る。



医療法関連法令		
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 ア ①費用を強調した広告	
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-5	46

4. 広告するにあたって注意が必要な事例 (31) 医薬品の販売名(医薬品医療機器等法)

医薬品の販売名

平成29年9月29日付け薬生発0929第4号厚生労働省医薬・ 生活衛生局長通知の別紙「医薬品等適正広告基準」により、医 薬関係者以外の一般人を対象とする広告は行わないものとされて いることに鑑み、医薬品又は医療機器の販売名については、広告 してはならない。

医薬品の販売名に係る改善例

医薬品又は医療機器については、一般的名称等、特定されない 記載をすることにより、広告が可能である。

※以下は一例であり、広告の具体的な内容に応じて、実際のウェ ブサイトにおける全体の構図や医学的状況等を考慮して、誤認を 与えない対応が必要である。



医療法関連法令	医薬品医療機器等法
医療広告ガイドライン	第3の1 (8) その他 イ ①医薬品医療機器等法
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q2-15

4. 広告するにあたって注意が必要な事例 (32)バナー広告における違反

バナー広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること(誘引性)」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること(特定性)」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずパナー広告も対象となる。

バナー広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって患 者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広告す ることができない。

事例 バナー広告における違反



医療広告ガイドラインにおけるバナー広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索 サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対し て費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」 とされており、バナー広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。 なお、バナー広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号他
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件他
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-7

4. 広告するにあたって注意が必要な事例 (33)リスティング広告における違反

リスティング広告の不適切な表現

医療広告ガイドラインでは、「①患者の受診等を誘引する意図があること(誘引性)」と「②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること(特定性)」のいずれの要件も満たす場合、医療広告規制の対象になるとされており、これらを満たす場合は医療機関ホームページに限らずリスティング広告も対象となる。 リスティング広告では、禁止される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に資する情報であって

リスティング広告では、崇正される広告は当然に不適切であることに加え、限定解除要件「①医療に関する適切な選択に負する情報であつ て患者等が自ら求めて入手する情報を表示するウェブサイトその他これに準じる広告であること」を満たさないことから広告可能事項以外は広 告することができない。

事例 リスティング広告における違反 — 🗇 🗙 https://www.-----脱毛治療 Х Q 解説 広告 www.★★.脱毛治療/▼ 比較優良広告に該当する内容が 【業界最安値】脱毛治療が1部位2,000円 記載されている 美容脱毛治療は、自由診療であるため一般的に費用が高くなります。しかし当院では業界最安値 の1部位2,000円で施術を受けることができます。 解説 特定医療機関ホームページを訪れ 広告 www.△△クリニック.美容治療/▼ るものとは異なり、患者等が自ら 脱毛治療といえば△△クリニック 求めて入手する情報でなく、限定 当院では医療用脱毛レーザーを使用し、毛根部のメラニン色素に熱を吸収させることで、毛を成長 解除要件①を満たさない状態で させる組織にダメージを与え、新しい毛が生えるのを抑えます。2か月おきに4-5回の照射で施術は 広告可能事項以外が広告されて 終了し、料金は20万円程度となります。照射中は痛みがあり、照射後も赤みがでることがあります。 いる www.■■biyo>menu>脱毛治療▼ - □ × ■■病院 https;//www. 当院で全身の脱毛治療を提供しております。医療機関しか ^ 脱毛機器を使用しているため、脱毛効果でしっかり脱毛したい方に $\land \land$ クリニック 診療内容 医院紹介 アクヤス ホーム 治療方法:脱毛 03-xxxx-xxxx 医療用脱毛レーザーで、毛を成長させる組織にダ 治療内容 メージを与え、新しい毛が生えるのを抑えます。 費用 1部位:2,000円 期間·回数 1年程度、5回 照射中は痛みがあり、照射後も赤みがでることがあり リスク・副作用 ます。

医療広告ガイドラインにおけるリスティング広告の扱いについて

医療広告ガイドラインでは、広告可能事項の限定解除の具体的な要件にて、「インターネット上のバナー広告、あるいは検索 サイト上で、例えば「癌治療」を検索文字として検索した際に、スポンサーとして表示されるものや検索サイトの運営会社に対し て費用を支払うことによって意図的に検索結果として上位に表示される状態にしたものなどは、①を満たさないものであること。」 とされており、リスティング広告は限定解除要件①を満たさないことから、広告可能事項以外を広告することはできない。 なお、リスティング広告自体が一律禁止されているわけではなく、広告可能事項の範囲内であれば広告可能である。

医療法関連法令	法第6条の5第3項、規則第1条の9の2第3号、第4号
医療広告ガイドライン	第5の1 基本的な考え方,第5の2 広告可能事項の限定解除の具体的な要件
医療広告ガイドラインに関するQ&A	

(34)特定の人のみが閲覧可能な広告における違反

特定の人のみが閲覧可能な広告における違反例

当該医療機関に係る情報取得を希望した者のみ閲覧可能な状態(一般人は閲覧不可)であっても広告規制の対象になるため、禁止される広告は当然に認められない。



補足

虚偽広告や比較優良広告等だけではなく、法又は広告告示により広告が可能とされた事項以外の広告も認められないが、 通常のウェブサイトと同様、限定解除要件を満たすことで広告は可能である。限定解除の要件を満たすためには、医療広告ガ イドラインp.31の広告可能事項の限定解除要件の①②の記載を満たすことが必要である。 (自由診療の場合は、これに加え限定解除要件の③④を満たす必要がある。詳細は本事例解説書p.34-41を参照。)

医療法関連法令	
医療広告ガイドライン	第2 広告規制の対象範囲
医療広告ガイドラインに関するQ&A	Q1-10